

参加停止措置に係る苦情申立て及び回答の内容

標記の件について、下記申立人より、立川市入札及び契約手続等に係る苦情処理手続要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に基づく苦情の申立てがありました。

このことから、要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、書面により回答しましたので、同条第 5 条の規定に基づき、苦情および回答の内容を公表します。

1 苦情申立人

富士建物管理株式会社(東京都立川市)

2 苦情申立て年月日

令和 5 年 6 月 9 日

3 苦情申立てに係る措置

立川市競争入札等参加停止基準別表第 2 第 15 項「落札後、契約を締結しなかったと認められる者」として講じられた、令和 5 年 3 月 24 日から令和 6 年 3 月 23 日までの 12 月の参加停止措置

4 申立ての趣旨および理由

落札した業務委託の契約を締結しない申出をしたのは、発注部署より仕様書以上の業務を指示されたり、契約の締結辞退を強く求められたりしたため、形式的・外形的事実のみを捉えて 12 月の参加停止措置とするのは不当であり再考を求める。

5 苦情申立てに対する回答

申立てにあるような発注部署による指示や要求の事実は認められませんでした。契約締結辞退の手続きにあたっては、申立人の辞意を確認し、参加停止措置の説明もして辞退申出の参考様式を送付しています。(辞退の)申出書はそのうえで提出されたものです。落札後、契約を締結しなかったと認められる者を、12 月以上 24 月以内の競争入札等の参加停止とすることは、立川市競争入札等参加停止基準に規定されており、本件措置の再考には応じられません。